

令和4年1月27日

生徒、保護者の皆さま

大阪府立みどり清朋高等学校

校長 寶田 康彦

## 1月27日以降の教育活動等について

日頃から本校の教育活動にご理解とご協力をいただき誠に有難うございます。

令和4年1月27日（木）から大阪府が「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とされたことを受けて同年1月25日（火）に開催された第67回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議での決定を踏まえ、1月27日以降の教育活動等については、下記のとおりといたします。

府内における新型コロナウイルス感染状況については、急速な感染拡大が継続しており、学校関連での感染事例も多数確認されています。また、感染収束の兆しは見られず、今後も感染拡大又は高水準での推移が想定されているところです。

皆さまには、下記の内容をご理解のうえ、健康管理に留意いただくとともに、感染症対策の徹底並びに濃厚接触者の特定等の対応へのご協力を、引き続きよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 感染症対策の徹底について

##### (1) 基本的な感染症対策の徹底

- ①マスク着用の徹底
- ②手洗いの徹底
- ③換気の徹底（常時換気が難しい場合は30分に1回以上窓を開けて換気）
- ④休憩時間等において、水分補給用のコップやボトル、タオルなどを共用しない
- ⑤下校時等の生徒どうしによる飲食については厳に慎むこと。

##### (2) 健康観察の徹底

- ① 登校前の検温・健康観察の徹底（生徒、教職員等）
- ② 「発熱がある」「咳などの風邪の症状がある」など体調が悪く感染の可能性が考えられる場合は、登校せずに直ちに医療機関を受診してください。
- ③ 教職員も発熱など風邪症状があるときは休みを取り受診します。

##### (3) 昼食時について

- ① 食事の前後の手洗いの徹底。
- ② 向き合わず、会話を控え、食事後直ちにマスクを着用することの徹底。  
※食堂は、安心して食事ができるよう机の間隔を十分に取り、テーブル上のパーテーションを設置し、換気の徹底やCO<sub>2</sub>モニターの設置、受渡し口での感染防止対策の徹底などに努めていただいています。

##### (4) 更衣室や部室など共用エリアの使用について

短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。  
特に、更衣時等マスクを外す場面においては会話を厳に慎むこと。

##### (5) ご家庭での感染防止について

感染症対策の徹底に加え、ご家族でPCR検査を受けられる方がおられる場合は、特に健康観察にご注意され、登校について慎重にご判断ください（学校にご相談ください）。

生徒が濃厚接触者になった場合や、PCR検査等を受けることになった場合には、登校せず、すぐに学校にご連絡ください。（濃厚接触の可能性が高いと自主的に判断される場合もご連絡ください）

※ 土日・祝日の陽性・PCR検査結果等の連絡は学校代表メールアドレスに送信してください。

#### 2. 教育活動上の対応について

##### (1) 感染リスクの高い教科活動

マスク着用等の感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は実施しない。

各教科等に共通する活動として「生徒が長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワークやグループ活動、ディスカッション等」、「近距離で一斉に大きな声で話す活動」など。

## (2) 体育の授業実施上の留意点

可能な限り屋外で実施する。屋内で実施する必要がある場合は、特に呼吸が激しくなるような運動は避ける。また、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空ける。

特に、呼吸が激しくなる運動を行う際には、十分な呼吸ができなくなるリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上でマスクを外す。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

なお、マスクを外すことに不安を感じる場合は、十分な体調観察を行うなど個別に適切に対応する。

## (3) 学校行事等

実施にあたっては、十分な感染症対策を講じるとともに、「児童生徒等が長時間にわたり密集又は近距離で行う活動」「近距離で一斉に大声を出す活動」等感染リスクの高い活動は行わない。

発声を伴う活動を行う場合は、原則マスクを着用し、室内では換気を徹底したうえで、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空けるなど対策を講じる。また、保護者等の来場者については、行事の趣旨や会場の収容人数等を踏まえ、必要に応じて人数を制限する。

## (4) 府県間の移動を伴う教育活動

府県間の移動を伴う教育活動（修学旅行や校外学習など）は、同活動中において感染が疑われる事例が確認されていること等を踏まえ、実施について慎重に検討する。そのうえで、実施する場合には、これまで以上に感染症対策を徹底すること。

**※13期生の修学旅行については、後日当該学年に改めてお知らせします。**

## (5) 部活動

合宿や府県間の移動を伴う練習試合（合同練習を含む。）は行わない。公式な大会等に係る他府県への移動等に際しては、これまで以上に感染症対策を徹底する。

・活動する際は、以下の点に留意する。

ア 生徒の健康状態を把握したうえで活動を行うこととし、発熱や風邪症状がある場合は活動への参加を見合わせるよう指導を徹底する。

イ 普段の練習においては、十分な感染症対策を講じるとともに、「生徒どうしが近距離で向き合う活動」「身体接触を伴う活動」「大きな発声や激しい呼吸を伴う活動」等感染リスクの高い活動は行わない。

ただし、公式な大会等への出場に向けて、事故防止の観点から、これらの活動を行う必要がある場合は、最小限にとどめる。

ウ 用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する。

エ 部活動休憩時においては生徒どうして会話をしながら飲食することを控えるとともに、登下校時や公式戦会場等への移動時においては生徒どうして食事をするを控えるよう、特に指導を徹底する。

オ 部室や更衣室等、共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行うとともに、可能な限りマスクを着用するよう指導を徹底する。

カ 直近の3日間に同一部内で陽性者や濃厚接触者が複数（15%以上）確認された場合は、当該部活動を3日間停止するなど、感染防止対策を徹底する。

(6) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、家族に体調不良者やPCR検査受検者がいることなどにより登校に対する不安がある場合や、発熱や風邪の症状があるなどの場合、「出席停止」とし欠席扱いとしないことがある。（その際は必ず学校にご連絡ください。）